

災害時要援護者名簿等の提供について

港北区では、災害発生時等に要援護者の安否確認・避難支援などが迅速に行われるよう、協定を締結している自治会町内会への名簿の提供を行い、地域における「顔の見える関係づくり」と「共助」による支援体制づくりをお願いしています。

つきましては、災害時要援護者名簿と訪問時に活用する啓発物品（携帯トイレパック）の提供方法等について、お知らせします。

1 災害時要援護者名簿と啓発物品（携帯トイレパック）の提供方法について

名簿と啓発物品（トイレパック）は、令和8年3月上旬頃、それぞれを別の郵便により、原則、単会あてに郵送します。

※単会の名簿と啓発物品（トイレパック）を連合町内会がまとめて受け取ることをご希望される場合は、港北区役所高齢・障害支援課の担当までご連絡ください。

（1）災害時要援護者名簿の提供

単会毎の名簿を封筒に封入・封緘し、原則、単会あてに郵送します。

※単会の名簿を連合町内会がまとめて郵送する場合は、単会毎に名簿を封入・封かんした状態の封筒を1つの郵便物にまとめて送付します。各単会に名簿を配付する際は、各単会会長に直接お渡しいただくよう、ご配慮をお願いします。

（2）訪問時に活用する啓発物品（トイレパック）の提供

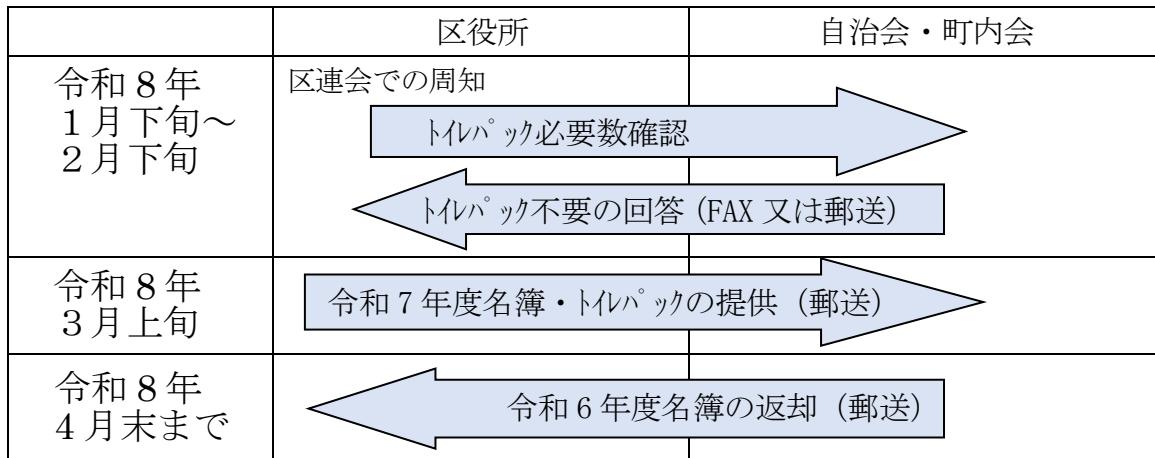
平常時の顔の見える関係づくりや要援護者を把握することを目的として、名簿掲載者全員分の啓発物品を提供します。名簿とは別の郵便で、原則、単会あてに郵送します。

「新規名簿掲載者分のみ希望する」又は「全員分を希望しない」場合のみ、別紙「啓発物品の送付にかかる回答書」にて2月24日（火）までに、FAXまたは郵送でご回答をお願いします。

2 昨年3月に提供した名簿の返還について

昨年3月に提供した前年度（令和6年度）の名簿は、今年度の名簿提供の際に同封した返信用のレターパックで区役所に、**令和8年4月30日（木）まで**に郵送してください。

【今後のスケジュール（予定）】



3 情報取扱者届（兼個人情報保護研修受講報告書）の提出について

名簿を取り扱う方は、全員、毎年1回、個人情報保護研修の受講が必要です。

各単位自治会町内会で研修を実施後、同封しております返信用のピンク封筒に入れて、6月30日(火)までに提出をお願いします。

[受講方法]

- 研修用DVDの回覧

区役所が各単位自治会町内会へ配付している個人情報保護に関する研修用DVDをご活用ください。

- 港北区ホームページにて掲載の研修資料の閲覧・回覧

2次元コード等からホームページにアクセスし、研修資料をご覧いただけます。



4 災害時要援護者支援の取組に関する調査について（協力のお願い）

現在の取組状況と課題、訪問時のグッズや啓発が必要と思われる情報等について調査を行い、今後の地域の取組の支援の参考にさせていただきますので、ご協力をお願いします。調査票は3月上旬頃、名簿に同封して郵送します。調査票は古い年度の名簿返送時に同封するか、FAXで4月30日(木)までにご提出をお願いします。

5 名簿の取り扱い等について

（1）名簿の管理について

名簿の複写は最小限とし、保有者の把握・管理に努めていただくとともに、区役所から新しい名簿が提供されましたら、複写版の廃棄を確実に行ってくださいますよう、お願いします。
なお、原本の名簿については、これまでどおり、区役所へ返却をお願いします（4月末期限）。

（2）訪問活動等を通じて知り得た情報の管理について

訪問活動等を通じて知り得た情報は、名簿の管理とは別に、個人情報保護法のルールに沿って適切に管理してくださいますよう、お願いします。

【参考】「自治会町内会向け個人情報取扱い手引」（横浜市ホームページより）



担当 港北区高齢・障害支援課

渡邊・浜崎・野口

電話 045-540-2317

FAX 045-540-2396

啓発物品の送付にかかる回答書

※「新規名簿掲載者分のみ希望する場合」又は「全員分を希望しない場合」のみ、ご回答ください。

令和8年 月 日

所在地 _____

団体名 _____

会長名 _____

連絡先（電話）_____

令和7年度 災害時要援護者支援事業にかかる訪問時に活用する啓発物品（携帯トイレパック及び啓発チラシ）を、新規名簿掲載者分のみ希望する又は全員分を希望しないため、以下のとおり回答します。

- 新規名簿掲載者分のみ啓発物品を希望します。
- 全員分の啓発物品を希望しません。

※ 上記の該当項目にチェックをしてご返信ください。

※ 回答がない場合は、名簿掲載者全員分をお送りいたします。

【担当】

港北区役所 高齢・障害支援課

高齢・障害係 渡邊、浜崎、野口

〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 26-1

電話 045-540-2317

FAX 045-540-2396

回答期限 令和8年2月24日(火) (FAX又は郵送にてご回答ください)